

教 職 第 2 6 9 - 3 号  
令 和 6 年 5 月 2 2 日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様  
川口市立高等学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

会計年度任用職員に係る令和6年度税制改正に伴う所得税の  
特別控除（定額減税）について（依頼）

日頃、給与等の適正な支給事務について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。

つきましては、貴校の会計年度任用職員について、下記のとおり事務処理をお願いいたします。

記

1 定額減税の概要

(1) 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人

(2) 定額減税額

特別控除額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 本人（居住者に限る）                | 30,000 円        |
| 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る） | 1 人につき 30,000 円 |

2 実施方法

令和6年6月1日において主たる給与等の支払を受ける者を対象として、令和6年6月1日以後最初の給与等（期末勤勉手当を含む。以下同じ。）の支払日までに提出された給与所得者の扶養控除等異動申告書（以下、「扶養控除申告書」という。）に記載された情報に基づき、特別控除の額を控除します。

6月分給与から控除しきれない分は、令和6年中に支払われる給与等から、順次控除します。

なお、扶養控除申告書に記載した同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整（又は確定申告）において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

※ 扶養控除申告書を提出していない（源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用されている）場合は、給与等からの定額減税の控除は行いません。（確定申告の際に定額減税を受けることができます。）

### 3 定額減税の対象となる会計年度任用（学校）職員

障害者会計年度任用職員及び就業補助員

※ 会計年度任用学校職員（非常勤講師）、スクールカウンセラーは対象外です。

### 4 提出書類

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し

#### 【提出時の留意点】

- ・別紙「令和6年分所得税の定額減税について（給与所得者の方へ）」を御参照の上、該当がある場合のみ提出してください。
- ・申告書については、学校に保管してある原本の内容を職員本人に確認していただき、記載してない同一生計配偶者等がいる場合には追記を依頼してください。
- ・提出する申告書は写しとし、原本は学校で保管してください。
- ・提出の際は、申告書の左上余白に学校コードを押印し、右上余白に職員番号を記入してください。
- ・提出の際は、追記した部分をマーカーや囲み線等により強調してください。

### 5 提出期限

令和6年6月5日（水）必着

### 6 提出方法及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送（又は持参）提出

#### (2) 提出先

〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

教職員課 県費事務担当 宛

※ 埼玉県庁の住所とは異なりますので御注意ください。

※ 郵送の場合は、上記提出先に確実に到達する方法で御対応くださるようお願いいたします。

※ その他の書類と併せて送付する場合は、書類が区別できるよう御配慮願います。  
（例：付箋を付ける、クリアファイルを分ける など）

## 7 報酬等支給明細書等への記載について

会計年度任用職員システムから配信される明細については、報酬等から控除された定額減税額を明示します。

詳細については、配信時期が近付き次第、改めてお知らせいたします。

## 8 その他

定額減税に関する詳細は国税庁・定額減税特設サイトを御確認ください。

(URL: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

担 当：教職員課 県費事務担当

電 話：048-825-0010

F A X：048-825-0013

メー ル：a6660-09@pref.saitama.lg.jp

# 令和6年分所得税の定額減税について (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

このリーフレットでは、主に令和6年6月1日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

## ○定額減税を受けることができる方

定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

□ **令和6年分の所得税の納税者である方**（居住者に限ります。）

□ **令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方**（注）

（注） 合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

## ○定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

△その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

イ **本人（居住者に限ります。）**

30,000円

ロ **同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。）**

1人につき30,000円

## ○実施方法

給与所得者の方に対する定額減税は、**扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法**で行われます。

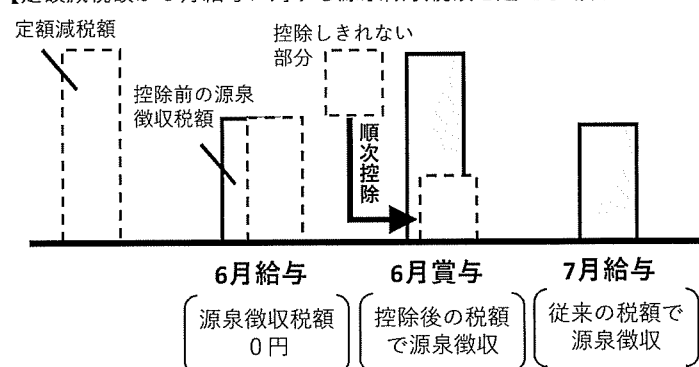
△6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

なお、**定額減税額は、勤務先に提出している扶養控除等申告書等に基づき計算されますので、申告書の記載漏れがないようにご注意ください。**

※申告フローについては裏面をご覧ください。

△令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

【定額減税額が6月給与に対する源泉徴収税額を超える場合のイメージ】



### \*留意事項\*

- 1 いずれの勤務先にも扶養控除等申告書を提出していない場合、勤務先において定額減税を受けることはできません。この場合、確定申告の際に定額減税を受けることができます。
- 2 給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても定額減税を受けることになりますので、給与等と重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる場合又は年金所得者に係る申告不要制度の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算することになります。
- 3 令和6年分の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（外部サイト）をご確認ください。

用語の説明、個人住民税や給付金などに関する情報は、右の表の各リンク先からご確認ください。



### 所得税に関する情報・用語の説明

国税庁ホームページ

定額減税  
特設サイト

タックスアンサー  
(よくある税の質問)



### 個人住民税に関する情報

総務省ホームページ（外部サイト）

個人住民税における  
定額減税について



### 給付金等に関する情報

内閣官房ホームページ（外部サイト）

新たな経済に向けた給付金・  
定額減税一体措置



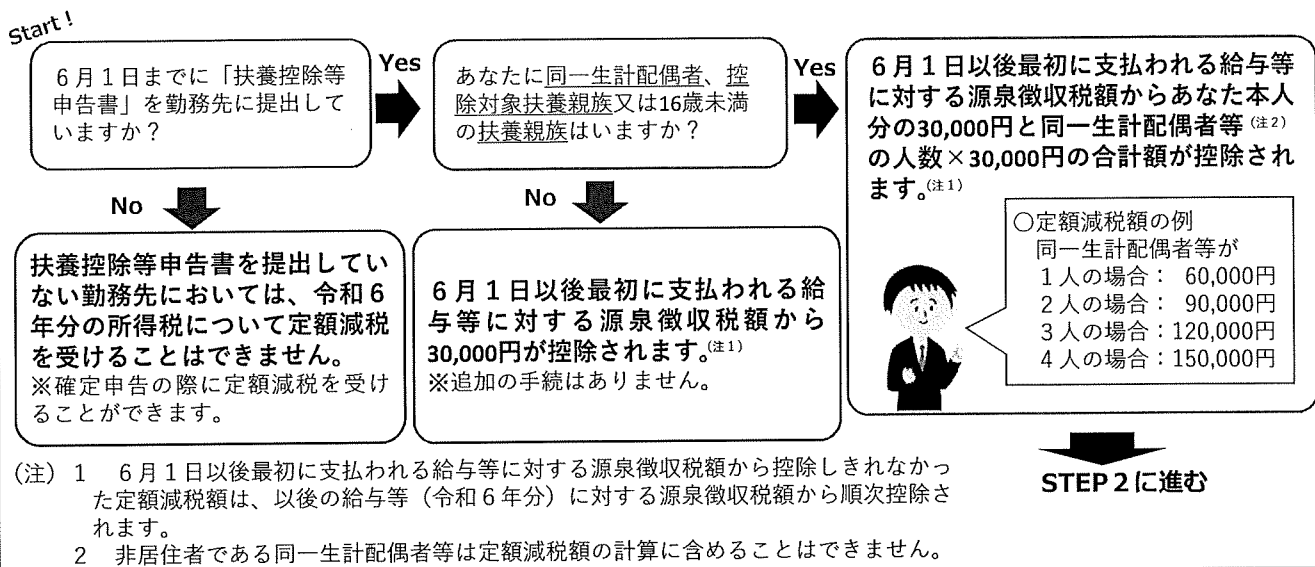
# 令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー (給与所得者の方用)

会社などにお勤めの方の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を提出している勤務先において、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

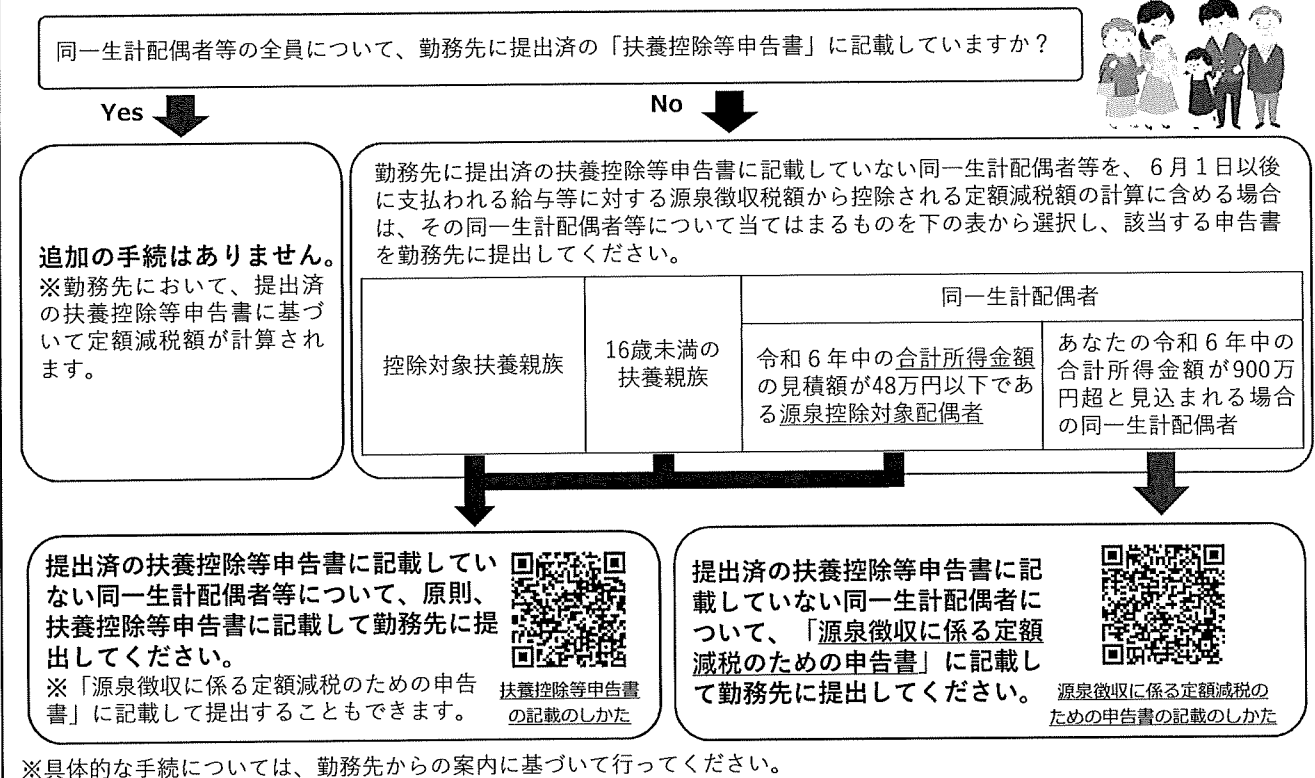
以下のフローチャートでは、ご自身の定額減税額や令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収から定額減税を受けるために必要な手続きをご案内しています。

※ 扶養控除等申告書等に記載していない同一生計配偶者や扶養親族については、あなたの定額減税額の計算に含めることはできませんので、記載漏れがないようご注意ください。

## STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認



## STEP 2 必要な手続きの確認



### \*留意事項\*

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。